

日本国特許庁(JPO)とバーレーン王国工業商業省(MOIC)との間の 特許審査ハイウェイ試行プログラムに関する日本国特許庁への申請手続(仮訳)

出願人は、バーレーン王国出願に基づく日本・バーレーン王国間の特許審査ハイウェイ(以下、「PPH」という)試行プログラムに基づいて、以下の申請要件を満たす日本国特許庁への出願(以下、「当該出願」という)につき、関連する書類の提出を含む所定手続を行うことで早期審査を申請することができます。

PPH 試行プログラムに基づく早期審査を申請する場合には、出願人は、日本国特許庁に「早期審査・審理ガイドライン」¹に示される手順に基づいて申請書「早期審査に関する事情説明書」を提出してください。この特許審査ハイウェイ試行プログラムの下では、「早期審査に関する事情説明書」における「2. 先行技術の開示及び対比説明」の記載を省略することができます。

本 PPH 試行プログラムは、2026 年 1 月 1 日に開始され、日本国特許庁又はバーレーン王国工業商業省による本試行プログラムの停止の表明がない限り、実施期間が 3 年毎に自動延長されます。

1. 申請要件

(a) PPH を申請する日本出願および対応するバーレーン王国出願において、優先日あるいは出願日のうち、最先の日付が同一である。²

例えば、当該出願(PCT出願の国内移行出願も含む)が、

(Case I) バーレーン王国出願に基づいて正当なパリ条約に基づく優先権を主張している出願である(別紙の図A、B、C、H、I及びJ参照)、又は、

(Case II) バーレーン王国出願に対する正当なパリ条約に基づく優先権主張の基礎となっている出願である(別紙の図D及びE参照)、又は、

(Case III) バーレーン王国出願(PCT出願の国内移行出願も含む)と同一の優先権基礎出願を有する出願である(別紙の図F、G、L、M及びN 参照)、又は、

(Case IV) 優先権主張を伴わないPCT出願の国内移行出願であって、当該日本出願および対応するバーレーン王国出願が同一のPCT出願の国内移行出願であること(別紙の図K参照)。

(b) 当該出願に対応するバーレーン王国出願が存在し、すでに特許可能と判断された一又は複数の請求項を有すること。

対応する出願には、当該出願の優先権主張の基礎となる出願、優先権主張の基礎となるバーレーン王国出願から派生した出願(例えばバーレーン王国出願の分割出願)、PCT出願のバーレーン王国工業商業省への国内移行出願があります。

¹ <https://www.jpo.go.jp/e/system/patent/shinsa/jp-soki/document/index/guideline.pdf>

² 当該出願が、韓国の新実用新案出願(2006 年 10 月 1 日施行の、実体審査を経て登録される新実用新案制度の下の出願)を優先の基礎とするものであっても、認められます。

なお、対応するバーレーン王国出願が特許査定されていなくても、EXAMINATION REPORTSにおいて一部の請求項が特許可能と示されていれば、この要件は満たされます。

(c) PPHに基づく審査を申請する当該出願のすべての請求項が、対応するバーレーン王国出願の特許可能と判断された一又は複数の請求項と十分に対応しているか、十分に対応するように補正されている。

差異が翻訳や請求項の形式によるものであり、当該出願の請求項がバーレーン王国出願の請求項と同一又は類似の範囲を有するか、当該出願の請求項の範囲がバーレーン王国出願の請求項の範囲より狭い場合、請求項は「十分に対応」とみなされます。

例えば、当該出願の請求項において、明細書(明細書及び／又は請求項)に裏付けられている特徴を追加することにより、バーレーン王国出願の請求項の内容からさらに限定する補正がなされた場合に、より範囲の狭い請求項が生じます。

バーレーン王国工業商業省で特許可能と判断された請求項に対し、新たな又は異なったカテゴリーの請求項は、十分に対応しているとはみなされません。例えば、バーレーン王国工業商業省における請求項が製品を製造する方法に関するもののみであり、日本国特許庁において、対応する方法の請求項に従属した製品に関する請求項を導入した場合、当該出願の請求項は十分に対応しているとはみなされません。

PPH 試行プログラムに基づく早期審査の申請が承認された後に補正又は追加された請求項は、バーレーン王国出願において特許可能と判断された請求項と十分に対応している必要はありません。

(d) 当該出願に関し日本国特許庁において審査の着手がされていない(別紙の図 0 参照)。

(e) 日本国特許庁において、PPH 申請時又はその前に、審査請求が行われていること。

2. 提出書類

次の(a)～(e)の書類を早期審査に関する事情説明書に添付して提出する必要があります。以下に記載されているように、これらの書類の提出を省略することができる場合がありますが、この場合であっても、早期審査に関する事情説明書中に提出を省略する書類名を記載する必要がありますのでご注意ください(記入例をご参照下さい)。

(a) 対応するバーレーン王国出願に対してバーレーン王国工業商業省審査官から出された全てのオフィスアクションの写し、及びその英語または日本語の翻訳文

翻訳文の言語として日本語又は英語が利用可能です。翻訳は機械翻訳でも構いませんが、審査官が翻訳されたオフィスアクションの概要を理解することができない場合には、審査官は出願人に翻訳文の再提出を求めるることができます。

(b) 対応するバーレーン王国出願の特許可能と判断された請求項の写し、及びその英語または日本語の翻訳文²

翻訳文の言語として日本語又は英語が利用可能です。翻訳は機械翻訳でも構いませんが、審査官が翻訳された請求項の概要を理解することができない場合には、審査官は出願人に翻訳文の再提出を求めるすることができます。

(c) 対応するバーレーン王国出願のオフィスアクションにおいて審査官が提示した引用文献の写し

引用文献が特許文献であれば、通常日本国特許庁が有していますので、提出を省略できます。ただし、日本国特許庁が有していない文献の場合には、審査官の求めに応じてこれらの書類を提出する必要があります。また、非特許文献は、提出を省略できません。なお、特許文献であっても非特許文献であっても、翻訳文の提出は不要です。

(d) 請求項対応表

当該出願のすべての請求項と対応するバーレーン王国出願の特許可能と判断された請求項との関係を示す請求項対応表を提出してください。

請求項が直訳であるような場合には単に同一である旨を、単なる翻訳上の差異以上の違いがある場合には、上記1. (c)に記載の観点から、そのような差異があっても十分に対応していることを説明して下さい(記入例をご参照ください)。

(e) バーレーン王国出願の出願日(及び、存在する場合は、優先日)が明示された書類の写し

もし、上記(a) (b)の書類内で、バーレーン王国出願の出願日(及び優先日)が明示されているページが含まれている場合は、提出を省略可能です。

提出を省略できないときは、例えば、バーレーン王国出願における特許公報の表紙の写しを提出してください。特許公報の表紙の写しを提出する場合、その翻訳文の提出は不要です。それ以外の書類を用いる場合、翻訳文の提出は必須ではありませんが、審査官が内容を理解できない場合、翻訳文の提出が求められる場合があります。

なお、上記(a)～(e)の書類について、同時又はすでにされた他の手続きにおいて日本国特許庁に提出されている場合、その書類の写しを援用することにより当該書類の添付の省略が可能です。

3. PPH 試行プログラムに基づく早期審査を申請する場合の「早期審査に関する事情説明書」の記載要領

(1) 事情

日本国特許庁に対して PPH 試行プログラムに基づく早期審査の申請を行う場合、出願人は「早期審査・審理ガイドライン」³に示される手順にしたがって申請書「早期審査に関する事情説明書」を提出する必要があります。

出願人は、当該出願が1. (a)の(I)～(IV)のいずれかに該当する出願であり、PPH 試行プログラムに基づき早期審査を申請する旨、記載しなければなりません。また、対応するバーレーン王国出願の出願番号(及び、存在する場合は、公報番号及び特許番号)も記載する必要があります。

※特許可能と判断された請求項を含む出願と、1. (a)の(I)～(IV)に該当する出願が異なる場合(例えば、分割出願に対して特許可能との判断がなされた場合)、特許可能との判断がなされた請求項を含む出願の出願番号、公報番号又は特許番号と、(I)～(IV)に該当する出願との関係も記載してください。

(2) 提出書類

上記2. に示すすべての提出すべき書類を特定できる形で書類毎に項目分けして記載してください。提出の省略が可能な書類についても記載してください。

(3) 注意事項

オンライン手続及び書面手続ともに「早期審査に関する事情説明書」の記入様式を参考にしてください。

なお、書面で手続をされた場合には、審査着手までの期間が比較的長くなる場合が多いことにご留意願います。

4. PPH 試行プログラムに基づく早期審査に関する手続

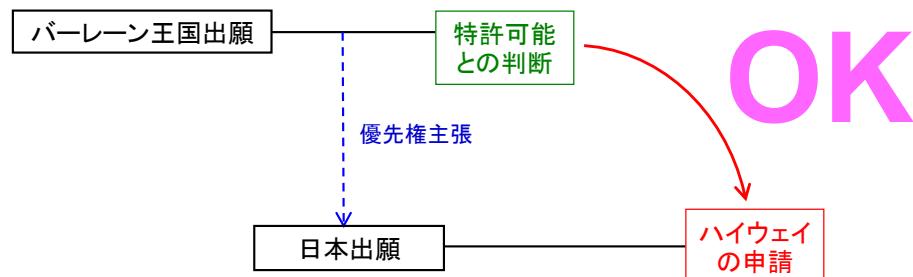
日本国特許庁は、上記書類とともに申請を受理した場合、当該出願を PPH に基づく早期審査の対象として選定するか否かを決定します。日本国特許庁が申請を認めた場合、当該出願は PPH に基づく早期審査の対象案件として特別な地位が与えられます。

申請が上記の要件のすべてを満たしていない場合には、出願人はその旨及びその不備について通知されます。非選定通知書の送付の前に、出願人は不足書類を提出する機会を与えられます。非選定通知書の送付の後でも、出願人は再度 PPH を申請することができます。

³ <https://www.jpo.go.jp/e/system/patent/shinsa/jp-soki/document/index/guideline.pdf>

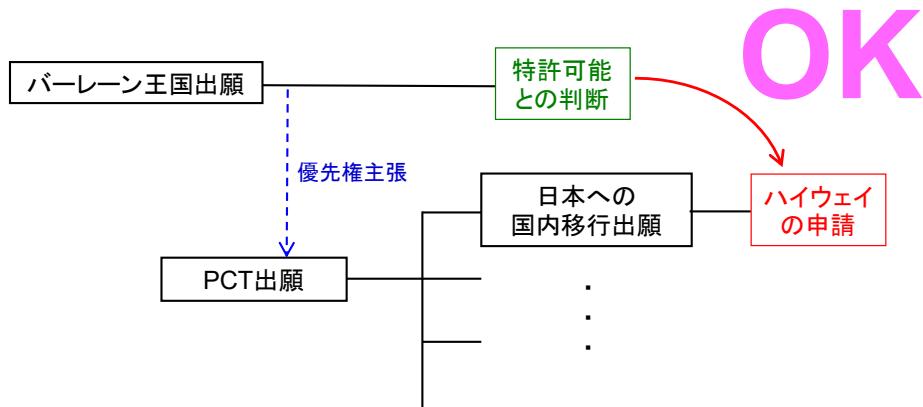
A

要件 (a)(I) を満たす事例 - パリルート -



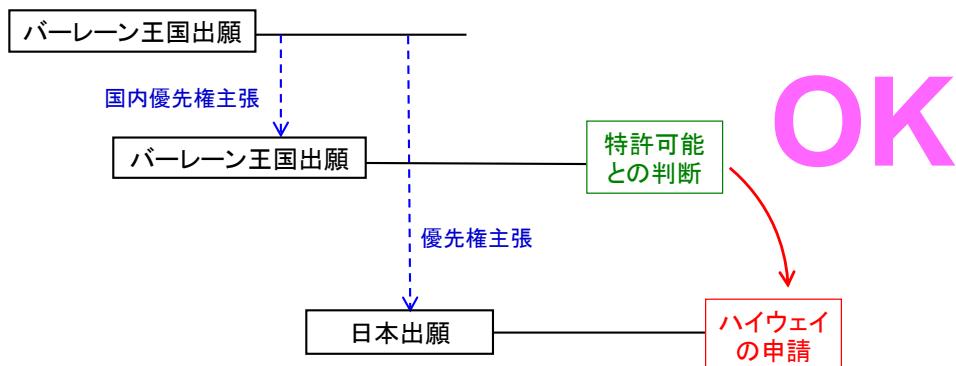
B

要件 (a)(I) を満たす事例 - PCTルート -



C

要件 (a)(i) を満たす事例 - PCTルート、国内優先権主張 -



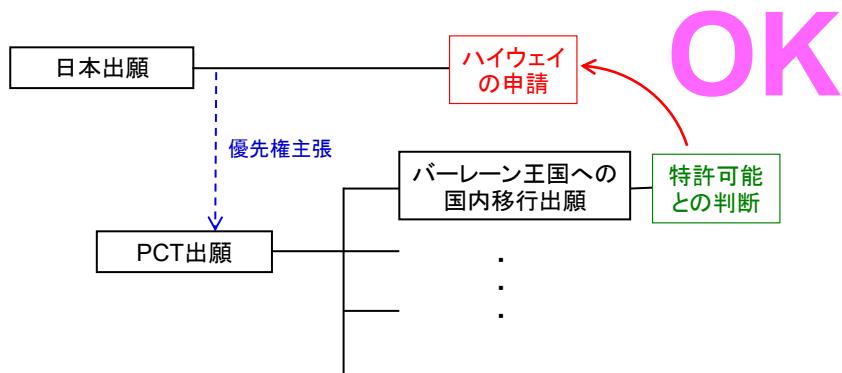
D

要件 (a)(ii) を満たす事例 - パリルート -



8

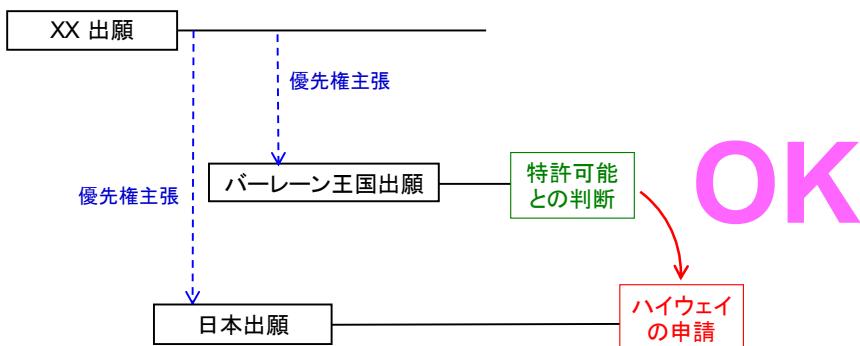
要件 (a)(II) を満たす事例 - PCTルート -



F

要件 (a)(III) を満たす事例

- パリルート: 第三国出願に基づく優先権主張 -

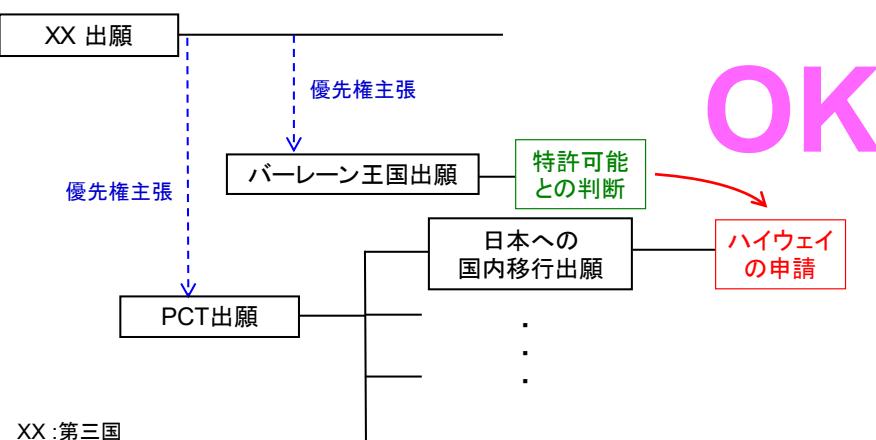


XX：第三國

G

要件 (a)(III) を満たす事例

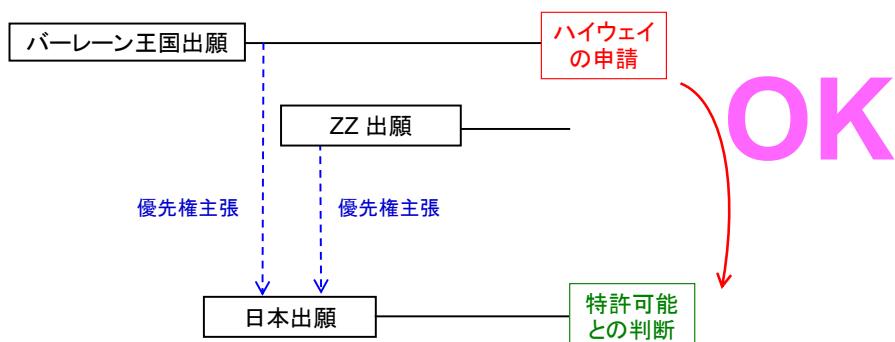
- PCTルート: 第三国出願に基づく優先権主張 -



H

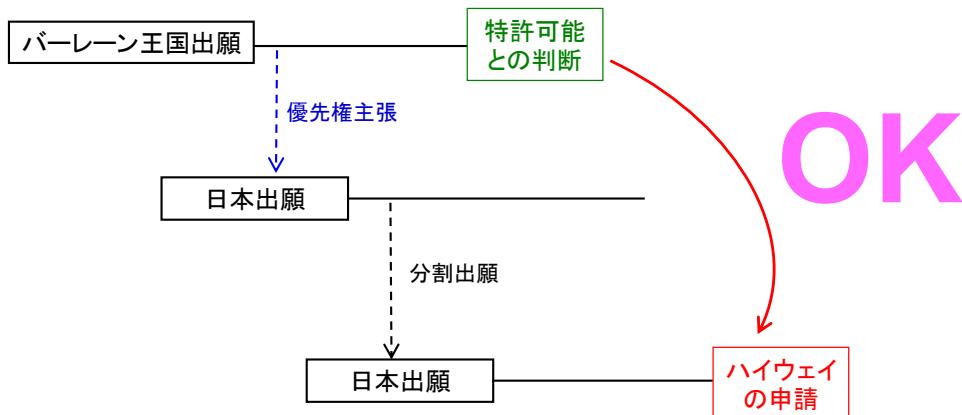
要件 (a)(I) を満たす事例

- パリルート: 複数の出願に基づく優先権主張 -



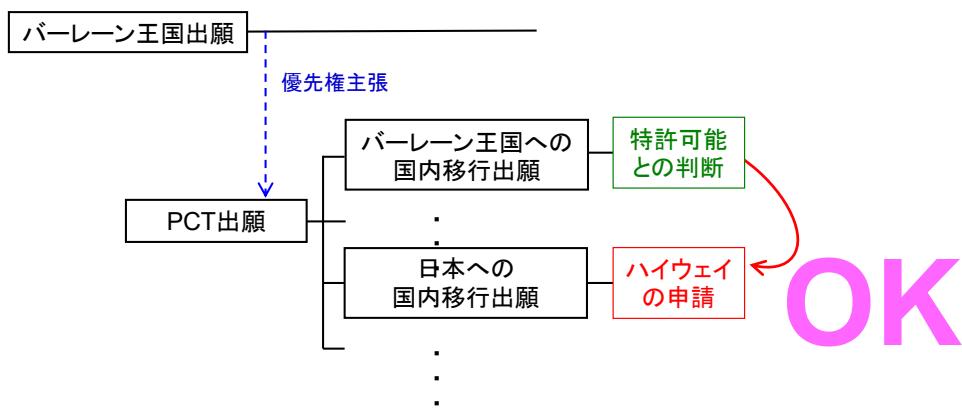
I

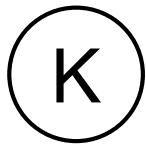
要件 (a)(1) を満たす事例 - パリルート : 分割出願 -



J

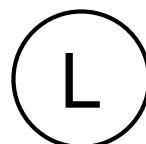
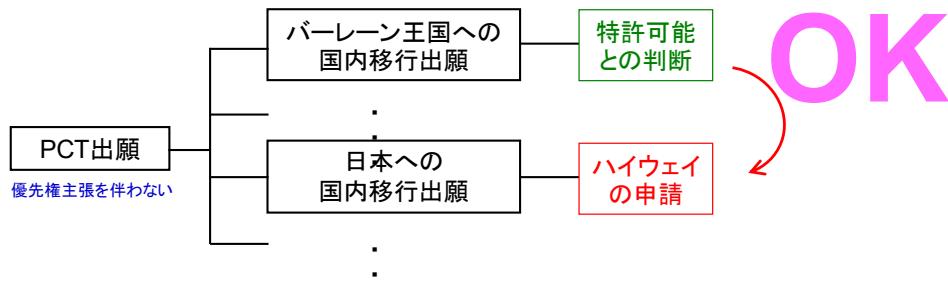
要件 (a)(1) を満たす事例 - PCTルート -





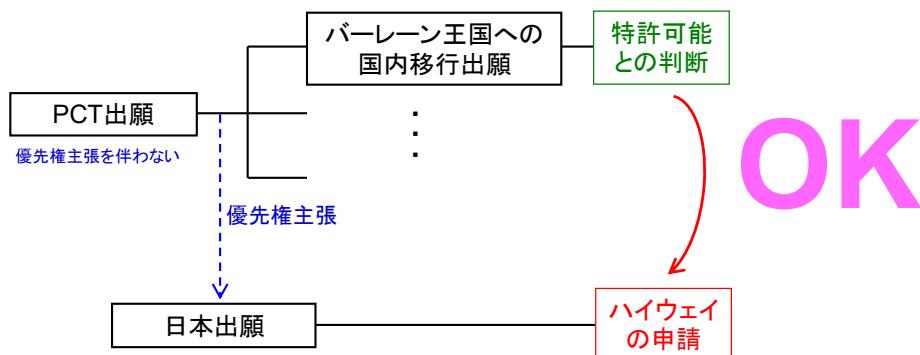
要件 (a)(IV) を満たす事例

-優先権主張を伴わないPCT出願(ダイレクトPCT)-



要件 (a)(III) を満たす事例

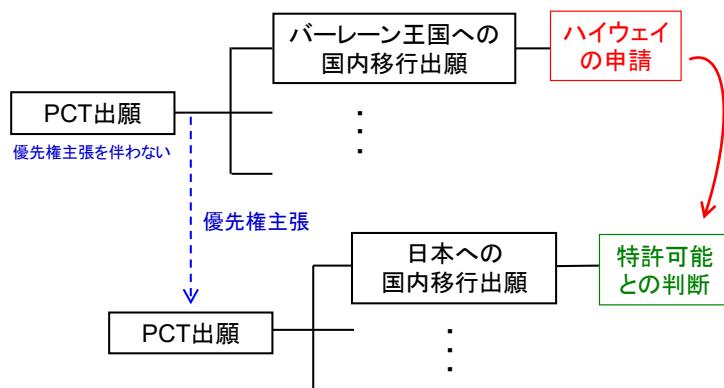
-パリルート:ダイレクトPCTに基づく優先権主張-



M

要件 (a)(III) を満たす事例

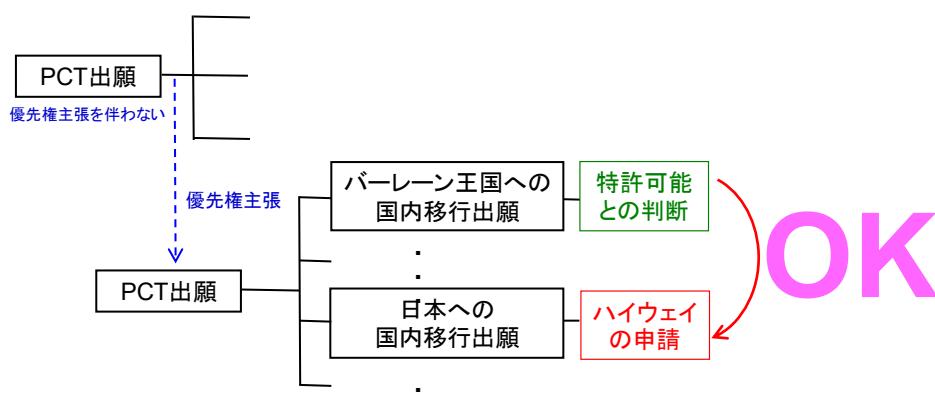
- PCTルート: ダイレクトPCTに基づく優先権主張 -

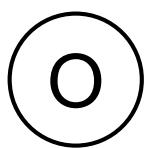


N

要件 (a)(III) を満たす事例

- PCTルート: ダイレクトPCTに基づく優先権主張 -





要件 (d)を満たさない事例

- ハイウェイの申請前に日本国特許庁が審査着手 -

